

東京国際空港第2ターミナル北側サテライト及びボーディングステーション建設工事
見積合せ参加希望者募集のお知らせ

平成 29 年 2 月 15 日

日本空港ビルデング株式会社
代表取締役社長 横田 信秋

今般、当社におきまして、「東京国際空港第2ターミナル北側サテライト及びボーディングステーション建設工事」の発注を予定しており、この工事を実施していただく方を技術提案と見積金額による総合評価により決定します。

つきましては、本見積合せに参加希望される方を下記の通り募集しますので、お知らせします。

記

1. 工事概要

- | | |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 工事名 | 東京国際空港第2ターミナル北側サテライト及びボーディングステーション建設工事 |
| (2) 工事場所 | 東京都大田区羽田空港三丁目 貨物地区(1) |
| (3) 建物概要 | 主要用途 空港旅客ターミナル施設
延床面積 ①北側サテライト 約8,400 m ²
②ボーディングステーション 約430 m ² ×3箇所
構造種別 ①北側サテライト S造 地上3階
②ボーディングステーション S造 地上2階 |
| (4) 工事内容 | 新築工事一式 建築・設備一括請負
・建築工事
・電気設備工事
・情報・通信設備工事
・空調和・換気設備工事
・給排水衛生・消火設備工事
・昇降機設備工事
・外構整備工事 |
| (5) 予定工期 | (準備工事着工時期) 平成29年5月以降とし、具体的な着手については協議によります。
(着工時期) 平成29年7月以降とし、具体的な着手については協議によります。
(竣工・引渡時期) 平成30年4月中旬(ボーディングステーション)
平成30年9月末(北側サテライト) |
| (6) 発注者 | 日本空港ビルデング株式会社 |
| (7) 設計者 | 東京国際空港第2ターミナル北側サテライト等 設計共同企業体 |

- (8) 工事監理者 設計者と同じ
- (9) 技術アドバイザー 株式会社三菱地所設計
- (10) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事です。
- (11) 本工事は、見積合せ参加資格の確認後に技術提案を受け付け、金額以外の要素と金額を総合的に評価して受注者を決定します。

2. 指名・公募併用型見積合せについて

本見積合せは、指名と公募を併用した見積合せ方式であり、指名業者以外の方を対象に見積合せ参加者を公募し、資格が確認された全ての者に対し、見積合せへの参加を認めるものです。

指名業者として選定された方には2月15日に「指名通知」を発行します。

3. 応募資格

見積合せに参加されるためには、次のすべての条件を満たしていることが必要です。

- (1) 単独の企業または特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。なお、共同企業体の結成方法は自主結成とし、共同企業体の構成員は2人以上3者以内であること。また、代表者は施工能力が最大かつ出資比率が構成員中最も高いものとする。
- (2) 共同企業体を結成する場合、構成員の数が2者の場合は、すべての構成員が10分の3以上、構成員の数が3者の場合は、すべての構成員が10分の2以上の出資比率とすること。
- (3) 単独の企業または共同企業体の代表者は、1-(4)に記載された工事内容のすべての工事を1-(5)に記載の竣工引渡日までに一括して完成させ、かつ完成後の品質保証についてもこれを一括して履行する責任と能力を有するものであること。
- (4) 単独の企業または共同企業体の構成員は他の共同企業体の構成員になっていないこと。また、他の共同企業体の構成員のいずれかと資本面もしくは人事面において関係のある者が他の共同企業体の構成員となることは認めません(資本面もしくは人事面において関係がある方のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)。
- (5) すべての構成員は、日本国の建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建築工事業の許可を取得している者であること。
- (6) 単独の企業またはすべての構成員は、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの開始の申し立てがなされていない者、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの開始の申し立てがなされていない者であること。
- (7) 次に掲げる条件を満たす主任技術者または監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 建築士法による一級建築士の資格を有する者または建設業法による一級建築施工管理技士の資格を有する者。
 - ② 平成14年4月1日以降に供用中の空港における延床面積が50,000㎡以上の空港旅客ターミナルビルの新築または増築工事の施工経験を有する者(工区分割にて施工の場合は全体工区が50,000㎡以上とします)。

- ③監理技術者にあつては、建設業法による監理技術者資格者証を有する者。
- (8) 単独の企業または共同企業体の代表者は、次に掲げる条件を満たすこと。
- ①平成14年4月1日以降に供用中の空港における延床面積が50,000㎡以上の空港旅客ターミナルビルの新築または増築工事において、単独の企業または共同企業体の代表者または構成員（出資比率20%以上の場合のものに限ります）として建築工事元請としての施工実績を有する者（工区分割にて施工の場合は全体工区が50,000㎡以上とします）。
- ②建設業法第27条の23の規定に基づく建築一式工事の経営事項審査による総合評点が1,200点以上であること。
- (9) 共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる条件を満たすこと。
- ①平成14年4月1日以降に供用中の空港における延床面積が10,000㎡以上の空港旅客ターミナルビルの新築又は増築工事において、建築工事元請としての施工実績（共同企業体の構成員でも可）を有する者（工区分割にて施工の場合は全体工区が10,000㎡以上とします）。
- ②建設業法第27条の23の規定に基づく建築一式工事の経営事項審査による総合評点が1,000点以上であること。
- (10) 指名通知受理日、及び見積合せ参加応募書類の提出期限から見積書等提出日までの間に、国土交通省東京航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け、空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

4. 受注者（契約相手方）の決定、及び総合評価に関する事項

(1) 受注者の決定方法

- 1) 技術提案の評価及び見積金額を総合的に評価した結果、総合評価値が最も優れており、且つ見積金額が当社の定める予定価格以下であるものを契約の相手方とします。

(2) 評価項目

- 1) 特別な安全対策
2) 省資源対策及びリサイクル対策
3) ライフサイクルコスト・維持管理コストの低減策

(3) 総合評価の方法

- 1) 「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を20点とします。
2) 「標準点」は、失格条件に該当のない見積合せ参加者全てに100点を与えます。
3) 「加算点」は、予定価格の範囲内の見積合せ参加者のうち、見積要項にて定める評価項目ごとに評価を行い、最高20点を与えます。
4) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、見積合せ参加者の「標準点」と、3)によって得られる「加算点」の合計を、見積金額で除して得た評価値をもって行います。

(4) 技術提案に基づく施工

- 1) 技術提案に対する契約変更は行いません。
2) 不可抗力または社会的条件により、提案内容の変更の必要が生じた場合は、協議とします。
実際の施工に際しては、技術提案として事前に提出し、適正とされた技術提案に基づき、同等以上の施工を行うものとします。この場合、受注者の責により、当該技術提案に基づく施工がなされない場

合、提案不履行の内容によっては、契約金額の減額等の措置を講ずる場合があります。

5. 応募方法

(1) 見積合せ参加応募書類及び暫定仕様書等の入手方法

見積合せ参加応募書類及び暫定仕様書につきましては、下記(7)当社窓口において、1部1,000円(税込)で配布します。

(2) 配布期間

平成29年2月15日(水)から平成29年2月24日(金)まで。

平日：午前10時～12時、午後1時～3時

なお、土、日、祝祭日は取り扱いません。

(3) 応募手続きに用いる言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)

(4) 見積合せ参加応募書類の提出期限、場所及び方法

平成29年2月15日(水)から平成29年2月24日(金)まで。

平日：午前10時～12時、午後1時～3時

なお、土、日、祝祭日は取り扱いません。

参加応募書類の提出は下記(7)へ持参にて行うものとします。

(5) 関係法規

日本国内の関係法規、条例

(6) 応募費用

応募のために要した費用は、見積合せ参加応募者の負担とします。

(7) 担当窓口

日本空港ビルデング株式会社

施設計画室/東京オリンピック・パラリンピック推進室

〒144-0041 東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル

電子メール facility.planning@jat-co.com

ホームページ <http://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/>

Tel 03-5757-8067

Fax 03-5757-8057

6. 見積合せ参加者の選定方法及び通知方法等

(1) 選定方法

3. に示す応募資格の各条件をすべて満たしている方を、見積合せ参加者として選定します。

(2) 通知並びに公表の時期及び方法

見積合せ参加者として選定された方につきましては、平成29年3月1日(水)頃、当社から「見積合せ参加通知書」を送付します。

なお、見積合せ参加者として選定されなかった方への通知はしませんので予めご承知願います。

また、提出された応募書類は返却しません。

7. 失格条件

以下の条件の一つに該当した場合は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があるもの。
- (2) 提出期限内に提出されなかったもの。
- (3) 選定結果に影響を与えるような工作がおこなわれたもの。
- (4) 所定の方法以外で、関係者に直接・間接を問わず質疑、もしくは指導を求めたもの。

但し、応募書類に関する質疑については、応募要項書に添付した質疑書をもって行うこととします。

なお、当社では調達手続きにおいて不透明な働きかけや不正な手続きが認められる場合、厳しくこれを排除するべく必要な措置を講じます。

8. Summary

(1) Subject matter of the contract

Construction of Passenger Terminal Building and Boarding Stations

(2) Application Period

From :Feb 15, 2017 (Wed) 10:00 A.M.

To :Feb 24, 2017 (Fri) 3:00 P.M.

(3) Location of Issuance and Acceptance of Application Form

Facility Planning Office / Tokyo Olympic & Paralympic Games Promotion Office

Japan Airport Terminal Co.,Ltd.

3-2, Haneda Airport 3-Chome, Ohta-ku, Tokyo 144-0041, Japan

E-mail facility.planning@jat-co.com

HP <http://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/>

TEL +81-3-5757-8067

FAX +81-3-5757-8057

以上